

令和6年度 東京都中小企業制度融資一覧①

融資メニュー	融資メニュー		融資対象	融資限度額 () 内は組合	融資期間 () 内は措置期間		融資利率(年率) 固定：固定金利、変動：変動金利 〔※〕：責任共有制度対象外となる場合の金利	保証人	物的担保	保証料補助	掲載 ページ				
	編 目	略 称			運転資金	設備資金									
政策課題対応資金 (H T T・女性活躍・DX・育児等)	DX・イノベーション育成支援融資(DX)	DX・イノバ・産業育成支援	D X	別紙「(別紙1)令和6年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧① DX」における融資対象(1)から(38)のいずれかに該当する中小企業者又は組合	2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (2年以内)	固定1.7%以内～2.2%以内 〔※〕固定1.5%以内～2.0%以内	必要となる場合がある	新規の保証を含めた保証の合計額が8千万円超の場合は原則必要	小規模企業者 2分の1	11				
	女性活躍推進融資(女性)	女性活躍推進	女性	別紙「(別紙1)令和6年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧① 女性」における融資対象(1)から(20)のいずれかに該当する中小企業者又は組合	2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (2年以内)	固定1.3%以内～1.8%以内 〔※〕固定1.1%以内～1.6%以内			全事業者 3分の2	13				
	社会課題解決融資(社会課題)	働き方改革支援	働き方	別紙「(別紙2)令和6年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧② 働き方」における融資対象(1)から(10)のいずれかに該当する中小企業者又は組合	2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (2年以内)	固定1.7%以内～2.2%以内 〔※〕固定1.5%以内～2.0%以内			全事業者 3分の2 又は 2分の1	15				
		「テレワーク東京ルール」実践企業宣言特例	働き方・テレ宣	働き方改革支援の融資対象であって、東京都の「テレワーク東京ルール」実践企業宣言を行っているもの			上記利率より0.4%優遇			全事業者 2分の1	17				
	ソーシャルビジネス・ソーシャルファーム支援	ソーシャル	別紙「(別紙2)令和6年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧② ソーシャル」における融資対象(1)又は(2)のいずれかに該当する中小企業者又は組合	2億8,000万円 (4億8,000万円)	固定1.7%以内～2.2%以内 〔※〕固定1.5%以内～2.0%以内		全事業者 3分の2				18				
		H T T・ゼロエミッション支援	H T T・ゼロエミ	別紙「(別紙2または3)令和6年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧②または③ H T T・ゼロエミ」における融資対象(1)から(52)のいずれかに該当する中小企業者又は組合	2億8,000万円 (4億8,000万円)					上記「H T T・ゼロエミ」利率より0.2%優遇	全事業者 3分の2	20			
	脱炭素化促進支援特例	ゼロエミ・促進	別紙「(別紙3)令和6年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧③ ゼロエミ・促進」における融資対象(1)に該当する中小企業者又は組合	固定1.7%以内～2.2%以内 〔※〕固定1.5%以内～2.0%以内			全事業者 0.2%相当分			22					
	地域金融機関による脱炭素化支援特例	ゼロエミ・連携	別紙「(別紙3)令和6年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧③ ゼロエミ・連携」における融資対象(1)に該当する中小企業者又は組合	上記「H T T・ゼロエミ」利率より0.2%優遇	全事業者 0.2%相当分					22					
	BCP・サイバーセキュリティ対策支援	BCPサイバ	別紙「(別紙2)令和6年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧② BCP・サイバ」における融資対象(1)から(10)のいずれかに該当する中小企業者又は組合	2億8,000万円 (4億8,000万円)			7年以内 (6か月以内)			10年以内 (6か月以内)	金融機関所定	金融機関所定	金融機関所定	金融機関所定	
	金融機関提案融資(金融提案)	金融機関提案	金融提案	中小企業が直面する課題や東京都の政策課題の解決に資するため、金融機関が有する独自の工夫、ノウハウ及びネットワークを活用し、支援する中小企業者又は組合(融資対象、融資条件は取扱金融機関ごとに設定)	2億8,000万円 (4億8,000万円)		金融機関所定			金融機関所定					金融機関所定
	一般的な事業運営資金	小規模事業融資(小)	小口 フリーランス (国の全国統一保証制度)	小口	この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下の小規模企業者(2ページの「2定義 小規模企業者」を参照)		2,000万円 (同)	7年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)	〔※〕固定1.9%以内～2.5%以内又は変動 上記利率より0.4%優遇	原則として不要	新規の保証を含めた保証の合計額が8千万円超の場合は原則必要	全事業者 2分の1	24	
			小口支援特例	小口・支援	(1)又は(2)に該当すること (1)商工会議所・商工会の経営指導を直近1年以内に6か月以上複数回受けていること。 (2)経営革新計画に係る中小企業診断士の実施フォローアップを受けていること。									上記利率より0.4%優遇	25
			クイックつなぎ(小口) (国の全国統一保証制度)	小口つなぎ	(1)から(3)の全てを満たす小規模企業者 (1)この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下であること。 (2)東京都中小企業制度融資又は東京都内の区市町が実施している融資制度で保証協会の保証付融資を利用していること。 (3)(2)の保証付融資の元金を、原則として1年以上にわたり約定どおり返済していること。	500万円 (同)	2年以内	—	固定1.9%以内又は変動	26					
一般事業融資(事業)		事業一般・小規模特別	事業・小企	中小企業者又は組合	2億8,000万円 (4億8,000万円)	7年以内 (6か月以内)	10年以内 (6か月以内)	金融機関所定	金融機関所定	金融機関所定				金融機関所定	29
		受注対応特例	事業・受注	確定した受注(取引先から商品・サービス等の発注を受け、2年以内に売上金が入金される契約をいう。)があり、その受注に対応するための資金を必要とする中小企業者又は組合	1億円 (2億円)	2年以内 (2年以内)	—								29
		経営者保証非提供促進型 (事業一般)	経営非提供促進	(国の全国統一保証制度) 国の「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度要綱(都が別に指定する、保証制度改正等に伴う後継保証制度の要綱を含む)」に定める要件に該当すること。	8,000万円(同) <対象となる保証毎に設定 (一般、SN (4号又は5号に限る)) >	10年以内 (1年以内)		徴求不可	徴求不可	全事業者0.15% 国が補助				31	
		プロパー借換 (経営者保証非提供促進型) (事業一般)	プロパー経保	(国の全国統一保証制度) 国の「プロパー融資借換特別保証制度要綱(都が別に指定する、保証制度改正等に伴う後継保証制度の要綱を含む)」に定める要件に該当すること。	2億8,000万円 (4億8,000万円) (ただし経営者保証の提供を受けていないプロパー融資残高の範囲内)	10年以内 (1年以内)	—				32				
		クイックつなぎ (事業一般)	事業つなぎ	(1)及び(2)に該当する中小企業者又は組合 (1)東京都中小企業制度融資又は東京都内の区市町が実施している融資制度で保証協会の保証付融資を利用していること。 (2)上記の保証付融資の元金を、原則として1年以上にわたり約定どおり返済していること。	700万円 (同)	2年以内	—	33							
補助金・助成金つなぎ		助成つなぎ	以下の(1)から(5)に該当する補助金・助成金等の交付決定を受けた事業を行う中小企業者又は組合 (1)東京都が所管するもの (2)東京都内の区市町村が所管するもの (3)国及び独立行政法人・国立研究開発法人が所管するもの (4)都の関係団体(都の政策連携団体・都の事業協力団体・都が設立した地方独立行政法人)が所管するもの (5)上記(1)から(3)の機関が他の団体に委託・補助して行うもの	1億円 (2億円) 補助金・助成金交付決定額の未交付金額の3分の2以内	10年以内 ただし、補助金・助成金の交付決定から助成対象期間終了日の属する月の6か月後の月末までの期間とする。		固定1.7%以内～2.2%以内又は変動 〔※〕固定1.5%以内～2.0%以内又は変動	必要となる場合がある	新規の保証を含めた保証の合計額が8千万円超の場合は原則必要	—	34				
極度枠設定		極度	(1)及び(2)に該当する中小企業者又は組合 (1)引き続き2年以上(売上発生から2年以上)にわたり、原則として同一事業を営んでいること。 (2)ア又はイのいずれかに該当すること。 ア 法人の場合は、直近の決算において経常利益を計上し、債務超過でないもの。 イ 個人事業者の場合は、直近2期の所得税の確定申告において「課税される所得金額」のあるもの。	1億円 (2億円)	2年以内	—	金融機関所定				36				
組合向け		組	事業協同組合等	(2億円) (転貸1組合員3,500万円)	7年以内 (6か月以内)	10年以内 (6か月以内)	固定2.1%以内～2.7%以内又は変動 〔※〕固定1.9%以内～2.5%以内又は変動 上記より0.1%優遇				信用保証なしの場合 必要に応じ有担保		37		
官公需適格特例		組・官公需	「官公需適格組合」としての証明を受けている組合				上記より0.1%優遇	37							
新たな事業展開資金		創業融資(創業)	創業	創業	(1)から(3)のいずれかに該当するもの (1)事業を営んでいない個人で、東京都内で創業しようとする具体的計画を有するもの (2)創業した日から5年未満である 中小企業者又は組合 (3)東京都内で分社化しようとする会社又は分社化により設立された日から5年未満の会社 【創業経営者保証不要型(略称：創業経保)】(国の全国統一保証制度)スタートアップ創出促進保証制度要綱に定める要件に該当すること。	3,500万円 (創業経保を除き同)	7年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)	固定1.7%以内～2.2%以内又は変動 〔※〕固定1.5%以内～2.0%以内又は変動	原則として不要	全事業者 3分の2	40			
	創業支援特例		創業・支援	創業の融資対象であって、(1)又は(2)に該当するもの (1)産業競争力強化法に規定する認定特定創業支援等事業により支援を受け、区市町村長の証明を受けていること。 (2)商工会議所・商工会、公益財団法人東京都中小企業振興公社又は保証協会より認定特定創業支援等事業に準ずる支援を受け、その証明を受けていること。	創業の各融資対象と同様		上記より0.4%優遇	40							
	スタートアップ支援		スタートアップ	別紙「(別紙3)令和6年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧③ スタートアップ支援」における融資対象(1)から(28)のいずれかに該当する中小企業者又は組合	2億8,000万円 (同)	15年以内 (2年以内)		固定1.7%以内～2.2%以内又は変動 〔※〕固定1.5%以内～2.0%以内又は変動	44						
	販路開拓融資(販路)	海外展開支援	海外展開	独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構若しくは公益財団法人東京都中小企業振興公社による海外展開に関する支援又は自らの取組により、海外展開に関する事業計画を策定し実行する中小企業者	2億8,000万円	10年以内 (2年以内)		固定1.7%以内～2.2%以内又は変動 〔※〕固定1.5%以内～2.0%以内又は変動	必要となる場合がある	新規の保証を含めた保証の合計額が8千万円超の場合は原則必要	小規模企業者 2分の1	46			
		ビジネスチャンス・ナビ	ナビ	【ビジネスチャンス・ナビA型(略称：ナビA)】 ビジネスチャンス・ナビにユーザー登録している中小企業者又は組合 【ビジネスチャンス・ナビB型(略称：ナビB)】 ビジネスチャンス・ナビにユーザー登録し、かつビジネスチャンス・ナビに掲載された入札・調達案件を受注した中小企業者又は組合	2,000万円 (同)	10年以内 (1年以内)		固定1.7%以内～2.2%以内又は変動 〔※〕固定1.5%以内～2.0%以内又は変動			—	48			
設備融資(設備)	設備投資・企業立地促進	設備立地	【設備投資(略称：設備投資)】 事業の実施に必要な設備(機械・装置、工具・器具、備品等)の導入、増強、改良、補修等(テレワーク又はDX推進に資する設備並びに、IoT・IoT・AI・ロボットを活用した設備の導入を含む。)、又は建物の改修、建替等(耐震化、バリアフリー化を含む。)を行う中小企業者 【企業立地促進(略称：立地促進)】 引き続き1年以上(売上発生から1年以上)同一事業を営んでおり、東京都内において工場・事務所・店舗の新増設、移転等を行う中小企業者	2億8,000万円	15年以内 (2年以内)		固定1.7%以内～2.4%以内又は変動 〔※〕固定1.5%以内～2.2%以内又は変動	原則必要				全事業者 3分の2	51		
	経営強化融資(強化)	経営強化	強化	【強化認定(略称：強化認定)】 中小企業等経営強化法の認定を受けている中小企業者又は組合	1億円 (2億円)	10年以内 (2年以内)					固定1.7%以内～2.2%以内又は変動 〔※〕固定1.5%以内～2.0%以内又は変動	新規の保証を含めた保証の合計額が8千万円超の場合は原則必要	小規模企業者 2分の1	54	
強化認定革新特例	強化認定・革新	経営革新計画(中小企業等経営強化法)に係る中小企業診断士の実施フォローアップを受けたことについて確認申請書により確認を受けていること。 (経営強化認定(略称：強化認定)の融資対象者のみ利用可能)				上記より0.2%優遇	54								
チャレンジ融資(チャレンジ)	チャレンジ	チャレンジ	(1)から(3)のいずれかに該当する中小企業者又は組合 (1)公的機関の認定・認証・登録等を受けて実施する事業を行うこと。 (2)東京都等の助成金の交付決定を受けた事業を行うこと。 (3)令和6年度において東京都が重点的支援を行う事業等を行うこと。	1億円 (2億円)	10年以内 (2年以内)		固定1.7%以内～2.2%以内又は変動 〔※〕固定1.5%以内～2.0%以内又は変動	—			57				